



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 21 日 (木)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (209) (経営支援課)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (210) (水産課)	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (211) (〃)	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (212) (〃)	4

告示

鳥取県告示第209号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年3月21日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
1 略	1 略																								
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">利子補給率を上乗せする資金</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">上乗せする率</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.225パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.275パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.325パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超える13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.375パーセント</td></tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超える13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">利子補給率を上乗せする資金</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">上乗せする率</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.225パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.275パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.325パーセント</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td><td style="padding: 2px;">年0.375パーセント</td></tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																								
略																									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超える13年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																								
略																									
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超える8年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年を超える9年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																								
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.375パーセント																								

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超える <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超える <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.55パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.55パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.6パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.6パーセント</u>

鳥取県告示第210号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年3月21日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率 利子補給率を上乗せする資金 上乗せする率 規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.60パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの

鳥取県告示第211号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成25年3月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年3月21日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.1パーセント	略	<u>年1.2パーセント</u>	略

鳥取県告示第212号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成25年3月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年3月21日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年1.1パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	<u>年1.2パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	<u>年1.725パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	<u>年1.825パーセント</u>	略
その他の資金	年1.1パーセント	略	その他の資金	<u>年1.2パーセント</u>	略